

危険運転の新法施行

「自動車運転死傷行為処罰法」が20日施行

2014年05月20日 07時50分

酒や薬物などの影響で交通事故を起こした場合の罰則を厳しくした「**自動車運転死傷行為処罰法**」がきょう施行される。

刑法から自動車事故に関連する規定を分離した特別法で**悪質、危険な運転行為**による死傷事故に厳罰化をもって対応する。問われているのは**ドライバーの強い自覚**である。

飲酒運転の死亡事故率は、通常の運転に比べて**9倍**を超えるとされる。今回の特別法が**被害者遺族の強い要望**を受けて制定されたことを肝に銘じ、その危険性をあらためて認識したい。

新法は、酒や薬物の影響で「**正常な運転が困難な状態**」とする従来の危険運転致死傷罪（最高刑・懲役15年）のほかに、「正常な運転に支障が生じる恐れがある状態」という新たな類型を加えた点が大きな変更点になる。

道路交通法で定める**酒気帯び運転**の状態であれば、ほぼ該当する。**最高刑は死亡事故15年、負傷事故12年**以下の懲役で、危険運転致死傷罪の適用が難しいケースで用いられることになりそうだ。

二つ目は「**発覚逸脱罪**」が加わった点。飲酒運転の発覚を免れるために**事故後に酒を飲んでごまかしたり、逃走して大量の水を飲んで体のアルコール濃度を下げたり**するケースが後を絶たないことから新設された。**12年**以下の懲役とし、**逃げ得防止**を図る。

三つ目は飲酒などに加えて**無免許運転**で死傷させた場合、刑を重くする規定を盛り込んだ。

危険運転致死傷罪の適用範囲も広げ、**通学路や歩行者天国**などの通行禁止道路に入り込み、重大事故を起こした場合も該当するようにした。**高速道路で逆走**したケースもこれに含まれる。

また、酒や薬物のほか、**てんかんなどの病気**によって意識喪失に至る場合も該当することになる。栃木県鹿沼市で病気の発作を起こしたクレーン車の運転手が小学生6人をはね、死亡させた事故が見直しのきっかけになった。

交通事故は不慮の災害でもあるが、**道路や歩道、標識の整備、安全啓発運動**など**社会的な取り組み**で減らすこともできる部分も大きい。法整備もその一環であり、新法施行によって悪質な運転による事故が減少することを願いたい。

ある遺族は法改正に触れ「**無免許運転と飲酒運転は自覚があれば100パーセント防げる**」と主張していた。

防げるはずの事故の犠牲となる人を増やしてはならない。**運転する側の規範意識**がますます重要になっている。